平成２６年（フ）第９８号
広島県呉市焼山北１丁目20番21号
債務者　濱野　智幸
1　決定年月日時　平成26年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第９９号
広島県竹原市吉名町311番地２、住民票上の住所広島県竹原市竹原町2495番地４
債務者　弓場　裕美
1　決定年月日時　平成26年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第１００号
広島県呉市東川原石町13番２号
債務者　大濱　靖子
1　決定年月日時　平成26年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第１０１号
広島県呉市三条２丁目３番２―403号　大森第２ビル
債務者　川筋　弘志
1　決定年月日時　平成26年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第１０２号
広島県呉市三条３丁目３番１―202号
債務者　中西　美夏
1　決定年月日時　平成26年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第２５号
福岡県大川市大字下木佐木942番地柿添京田マンション703号
債務者　草場　浩司
1　決定年月日時　平成26年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２６年（フ）第１８４号
大分市新栄町15番４号　堤貸家２号室
債務者　工藤いづみ
1　決定年月日時　平成26年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２１２号
大分県速見郡日出町大字大神1402番地６　太陽の家ゆうわ、申立時の住所大分県別府市千代町２番５号　村橋病院内
債務者　相良　将史
法定代理人成年後見人　相良　梨紗
1　決定年月日時　平成26年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１９９号
宮崎市橘通東１丁目４番11号　アーバンキット404号
債務者　山本麻理江
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第６１号
鹿児島県霧島市国分清水３丁目７番26―11号
債務者　冷水　美和（旧姓迫間）
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第８８号
鹿児島県鹿屋市川西町2439番地２　コーポ中島205号
債務者　石神　宏信
1　決定年月日時　平成26年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第４５号
宮城県白石市鷹巣字石神13番地
債務者　菊地　聡子
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２６年（フ）第１８号
兵庫県淡路市志筑1439番地１　トレビアンシャトー２―Ｃ、前住所兵庫県淡路市志筑3970番地10
債務者　五百藏慶子
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２６年（フ）第４０号
兵庫県淡路市北山26番地３
債務者　谷向　　茂
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２６年（フ）第４１号
兵庫県淡路市郡家365番地　浜北コミュニティ住宅104
債務者　山田　洋子
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２６年（フ）第４１号
宮城県角田市横倉字明地33番地２サヴァディ202号
債務者　尾崎　芽衣
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２６年（フ）第２５７号
神戸市須磨区妙法寺字筆前180番地の１
債務者　丸山　佳弘
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部